

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)すずらん 長期利用料

月額料金 (円)

令和元年10月以降

1割負担

2割負担

V2

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護3	利用料	778	778	778	778
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	94	94	94	94
	処遇改善加算	96	96	96	96
	合計	2,088	2,178	2,928	4,366
月額(31日)		64,726	67,516	90,766	135,344

		第4段階
利用料		1,556
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		188
処遇改善加算		192
合計		5,334
月額(31日)		165,349

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護4	利用料	846	846	846	846
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	94	94	94	94
	処遇改善加算	103	103	103	103
	合計	2,163	2,253	3,003	4,441
月額(31日)		67,065	69,855	93,105	137,683

		第4段階
利用料		1,692
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		188
処遇改善加算		207
合計		5,485
月額(31日)		170,029

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護5	利用料	913	913	913	913
	食費	300	390	650	1,392
	居住費(個室)	820	820	1,310	2,006
	加算分	94	94	94	94
	処遇改善加算	111	111	111	111
	合計	2,238	2,328	3,078	4,516
月額(31日)		69,371	72,161	95,411	139,989

		第4段階
利用料		1,826
食費		1,392
居住費(個室)		2,006
加算分		188
処遇改善加算		222
合計		5,634
月額(31日)		174,640

生活機能向上連携加算・・・リハビリを実施している医療提供施設と連携し、機能訓練を実施する際に係る加算です。
月単位で、108円 (この分の処遇改善8円を含む)が上記合計額に加えて算定されます。

初期加算・・・入居開始後30日間は、1日当たり30円(1割負担の場合)が加算されます。
 また、30日を越えて病院等へ入院し再び当施設を利用した場合も30日間は、上記金額が加算されます。

外泊加算・・・入院または外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じ、1ヶ月に6日を限度として1日当たり、246円(1割負担の場合)が加算されます。
 ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

介護保険負担割合証

1割 65歳未満の方、及び市区町民税非課税の方

2割 収入が年金のみの場合は年収 280万円以上、年金以外に収入がある場合は合計所得額が 160万円以上

介護保険負担限度額認定証

第1段階 生活保護受給者、市区町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者

第2段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額 80万円以下

第3段階 市区町民税非課税世帯で年金受給額 80万円超え266万円以下

第4段階 上記以外の方、年金受給額 266万円以上

市区町民税非課税世帯でも、預貯金などが配偶者のいる方は合計 2,000万円超、いない方は 1,000万円超の場合世帯分離していても、配偶者が市区町民税を課税されている場合